# 大阪府CO2森林吸収量· 木材固定量認証制度。創設

令和5年4月 創設 ※令和6年1月 実施基準等改正

森林は大気中の温室効果ガスCO2の吸収源としての役割のほか、森林から供給される木材は炭素を長期的に貯蔵することが可能なことから、建築物等に利用することは「第2の森林づくり」と呼ばれています。

脱炭素社会の実現を推進するため『大阪府内における森林整備による CO2森林吸収量』や『大阪府内産木材の利用によるCO2木材固定量』を 認証する制度を創設しました!

# ♣ 認証のメリット ※●

認証されたCO₂森林吸収量及びCO₂木材固定量は

- ✓ 「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づく 実績報告書にて
  - ■『二酸化炭素の削減対策』の実績に算入できます。
  - ■『重点対策』の加点項目になります。
- ✓ 社会貢献活動の実績として広報活動等に利用できます。





# 森林整備(CO2森林吸収量)



### 大阪府CO。森林吸収量・木材固定量認証制度

# ♣ 制度の概要 ◆

大阪府内に事業所がある企業・団体・市町村が実施する、大阪府内における森林整備及び大阪府内産木材の利用によるCO<sub>2</sub>森林吸収量・木材固定量を認証することで、社会全体でCO<sub>2</sub>削減の取組みを推進します。

## 📤 認証までの流れ 🥵

**1**計画を提出

府が指定する 認証機関に 取組の計画を 提出 2取組み

森林整備や 木材利用の 取組みを実施 3報告

認証機関に 取組実績を 提出 4審査/算定

認証機関が 審査し CO<sub>2</sub>吸収量・固 定量を算定 5認証書

認証機関より 認証書を送付 条例に基づく CO<sub>2</sub>排出量 削減実績に 算入



### 森林整備(COz森林吸収量)

✓大阪府内における 森林整備 0.06ha以上

✓ 森林整備の内容

植栽 1.0ha当たり1,000本以上

スギ・ヒノキ・広葉樹等

下刈り 10年生以下の植栽地の雑

草木の除去(全面刈り)

除伐 植栽木の成長を阻害する

不用木の除去

間伐 本数率で20%以上

〔参考〕

25年生スギ林で0.06haの間伐を 実施した場合

CO₂森林吸収量 <u>0.5 t-CO₂/年</u>

### 木材利用(CO2木材固定量)

✓ 大阪府内産の

木材使用量 0.1 ㎡以上

✓木材利用の内容

木造化

木質化

家具等の木製什器の整備

〔参考〕

室内の床・壁の木質化で 大阪府内産木材(ヒノキ)を 0.1 m<sup>3</sup>使用した場合 CO<sub>2</sub>木材固定量 0.1 t-CO<sub>2</sub>

ご興味のある方・活用を検討されたい方、お気軽に下記問合せ先までお電話下さい。



大阪府環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課 森林支援グループ 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 TEL 06-6210-9556(直通) FAX 06-6210-9551 E-mail midorikankyo-g10@sbox.pref.osaka.lg.jp

< 大阪府指定認証機関>

一般財団法人 大阪府みどり公社 森林整備・木材利用促進支援センター 〒541-0054 大阪市中央区南本町2丁目1-8 TEL 06-6563-7321 FAX 06-6266-8665 E-mail shien@osaka-midori.jp

